

人事行政の運営等の状況

令和4年度の市職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

これは、地方公務員法第58条の2および由利本荘市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づいて行うものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況 ※他団体からの派遣職員の着任や帰任は含みません

(1) 職員の採用、退職の状況（令和3年4月2日～令和4年4月1日）

採用 46人（うち再任用職員 24人）

退職 58人（うち再任用職員 16人）

【うち定年退職 28人、応募認定 0人、その他 30人】

(2) 職員数の状況

令和4年4月1日現在

区分	定数	職員数								
		計	部長級	課長級	課長補佐級	班長級	主査級	主任級	主事級	その他
市長部局	967	558	15	56	81	90	164	74	58	20
総務部		93	2	12	14	10	31	10	10	4
企画調整部		40	1	6	5	6	14	5	3	0
市民生活部		41	1	4	4	5	14	4	8	1
健康福祉部		101	1	6	18	21	27	16	9	3
産業振興部		36	1	5	5	6	11	5	3	0
観光文化スポーツ部		32	1	4	4	4	8	5	4	2
建設部		31	1	4	8	2	7	7	1	1
総合支所(7地域)		177	7	14	21	36	49	21	20	9
会計課		7	0	1	2	0	3	1	0	0
議会事務局	9	7	1	1	0	2	3	0	0	0
選挙管理委員会事務局	6	3	1	0	1	0	1	0	0	0
監査委員事務局	4	3	1	0	1	1	0	0	0	0
農業委員会事務局	8	7	1	1	1	2	2	0	0	0
教育委員会	237	102	1	13	11	15	9	11	7	35
消防本部	197	188	1	8	27	19	69	45	19	0
企業局	69	54	1	6	6	14	13	4	10	0
合計	1,497	922	22	85	128	143	261	134	94	55

※職員数は、一般職に属する職員数であり、消防本部には、配置する一般行政職が含まれます。

(3) 定員管理の数値目標

平成17年4月1日～令和4年4月1日における定員管理における数値目標

平成17年4月1日職員数	令和4年4月1日職員数	純減数	純減率
1,453人	数値目標 930人	523人	36.0%

2 職員の人事評価の状況

職員の人事評価について定めた地方公務員法の一部を改正する法律が平成28年度から施行されており、本市においても、平成28年度より地方公務員法第23条の2に基づく人事評価制度を実施しています。

由利本荘市人事評価制度の概要	
対 象	： 一般職の全職員（休職等により実績日数が1/4未満の職員を除く。）
評 価 者	： 直属の所属長（課長等）を1次評価者、その上司（部長等）を2次評価者とする
評 価 期 間	： 令和4年4月1日～令和5年3月31日
評 価 項 目	： ①実績評価 評価期間内における担当職務の達成度、職務の質、量、課題等の面からの評価 ②能力評価 評価期間内における日常の職務遂行を通じて発揮された能力の評価 ③態度評価 評価期間内における日常の職務に対する意欲及び態度の評価
評 価 方 法	： ①実績評価について、仕事の成果の達成基準により5段階評価を行う。 ②能力及び態度評価について、役職段階別に評価要素を定め5段階評価を行う。 ③総合評価について、各評価を点数化したもので5段階評価を行う。

3 職員の給与の状況

由利本荘市の給与・定員管理等についての公表をご覧ください。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（令和4年4月1日現在）

勤務時間：月曜日～金曜日（休日を除く）

午前8時30分～午後5時15分（うち休憩時間60分）

5 職員の休業に関する状況

（1）育児休業等

	令和3年度の取得者数			令和3年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務	育児休業等対象者数	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	うち育児短時間勤務取得者数
男性職員	1 0	0 0	0 0	19	1	0	0
女性職員	8 5	0 1	0 0				
計	9 5	0 0	0 0	27	7	0	0

※「令和3年度の取得者数」欄の上段には令和3年度に新たに取得した者、下段には3年度以前から引き続き取得している者の人数です。

- （2）介護休暇等 令和3年度取得者なし
- （3）自己啓発等休業 令和3年度取得者なし
- （4）配偶者同行休業 令和3年度取得者なし

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(令和3年度)

処分の種類		処分者数	処分の種類		処分者数
分限処分	降給	0人	懲戒処分	免職	0人
	休職	8人		停職	0人
	免職	0人		減給	1人
	降任	0人		戒告	12人

7 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇の取得状況 (一般職員)

総付与日数(a)	総取得日数(b)	全対象職員数(c)	平均取得日数(b)/(c)	消化率(b)/(a)
18,069日	5,603日	474人	11.8日	31.0%

※全対象職員とは、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの全期間を在職した市長部局の一般職員であり、中途に採用された者や退職した者、育児休業者等は除いています。

(2) 主な特別休暇

令和4年4月1日現在

休暇の種類	付与日数・期間等
公民権休暇	必要と認められる期間
証人等休暇	必要と認められる期間
骨髄移植等休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5日以内
結婚休暇	5日以内
不妊治療休暇	5日(体外受精、顕微授精に係るものは10日)以内
生理休暇	2日以内
妊産婦保健指導・健康診査休暇	受診に必要とする時間
つわり休暇	10日以内
妊婦休息・補食休暇	必要と認められる期間
妊婦通勤緩和休暇	1日1時間以内
出産(産前)休暇	産前8週間以内
出産(産後)休暇	産後8週間を経過する日まで
保育休暇	1日2回、それぞれ30分以内
配偶者出産休暇	出産入院等の日から出産後2週間のうち2日以内
配偶者の出産に係る子の養育休暇	5日以内
家族看護等休暇	6日以内
服忌休暇	続柄に応じ、1日～7日の範囲内
夏季休暇	7月から9月までの期間の5日以内

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理について定めた地方公務員法の一部を改正する法律が平成28年度から施行されており、本市においても、「職員の退職管理に関する条例」を制定したほか、平成28年度より地方公務員法に基づく職員の退職管理を実施しています。

なお、課長職以上の職に就いたことのある再就職者に対し、再就職情報の届出を退職後2年間義務づけており、その届出件数は以下のとおりです。

令和3年度の再就職情報の届出件数 0 件

9 職員の研修の状況

(令和3年度)

研 修 名	受講者数	研 修 名	受講者数
新規採用職員研修	24 人	国際文化アカデミー研修	0 人
課長研修	16 人	能力開発研修等内部研修	487 人
課長補佐研修	20 人	仕事の生産性向上研修	3 人
係長研修	9 人	債権回収実務研修	3 人
中堅研修	22 人	メンタルヘルス研修	3 人
3年目職員研修	22 人	専門職員研修	2 人
クレーム対応研修	12 人	自主研修	5 人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉の状況

職員の健康管理のため、毎年健康診断を実施しています。

(令和3年度)

区 分	受診者数
定期健康診断	687 人
健康相談	106 人

(2) 公平委員会の業務の状況

①不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合、公平委員会に不服申立てができます。申立件数は、下記のとおりです。

(令和3年度)

年度当初係属件数	年度中申立件数	年度中処理件数	年度末係属件数
0 件	0 件	0 件	0 件

②勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市当局により適切な措置がとられるべきことを要求することができます。

要求件数は、下記のとおりです。

(令和3年度)

年度当初係属件数	年度中申立件数	年度中処理件数	年度末係属件数
0 件	0 件	0 件	0 件